

月報 平成28年 3月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

1月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は178人で、前年同月比で一般が10.1%増、パートは51.6%増で、全体では18.7%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は738人で、前年同月比で4.5%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は299人で、前年同月比で一般求人が11.9%増、パート求人は14.8%増となり、全体として12.8%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、製造業、医療・福祉などが大幅増加したものの、飲食店・宿泊業などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は782人で、前年同月比で3.3%の減少となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数、有効求人数ともに減少し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.01ポイント高い1.06倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は1.03倍、パートの有効求人倍率は1.13倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成28年1月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	178	50.8	18.7
	うち男	92	43.8	26.0
	うち女	86	59.3	14.7
	年齢別			
	～44歳	90	47.5	26.8
	45～54歳	29	61.1	▲ 14.7
	55歳～	59	51.3	31.1
	月間有効求職者数	738	0.3	▲ 4.5
	うち男	400	6.4	0.3
	うち女	338	▲ 6.1	▲ 9.1
	年齢別			
	～44歳	371	▲ 2.9	3.3
45～54歳	119	0.8	▲ 21.7	
55歳～	248	5.1	▲ 5.3	
求 人 関 係	新規求人数	299	2.0	12.8
	主要産業別			
	建設業	42	▲ 51.7	▲ 16.0
	製造業	59	84.4	40.5
	卸売・小売業	27	92.9	0.0
	飲食店・宿泊業	47	30.6	▲ 21.7
医療・福祉	74	1.4	80.5	
月間有効求人数	782	▲ 1.0	▲ 3.3	
就 職 関 係	紹介件数	200	30.7	▲ 25.9
	うち男	109	22.5	▲ 27.3
	うち女	91	42.2	▲ 23.5
	就職件数	53	▲ 24.3	▲ 19.7
	うち男	24	▲ 20.0	▲ 14.3
	うち女	29	▲ 27.5	▲ 21.6

(パートを含む)

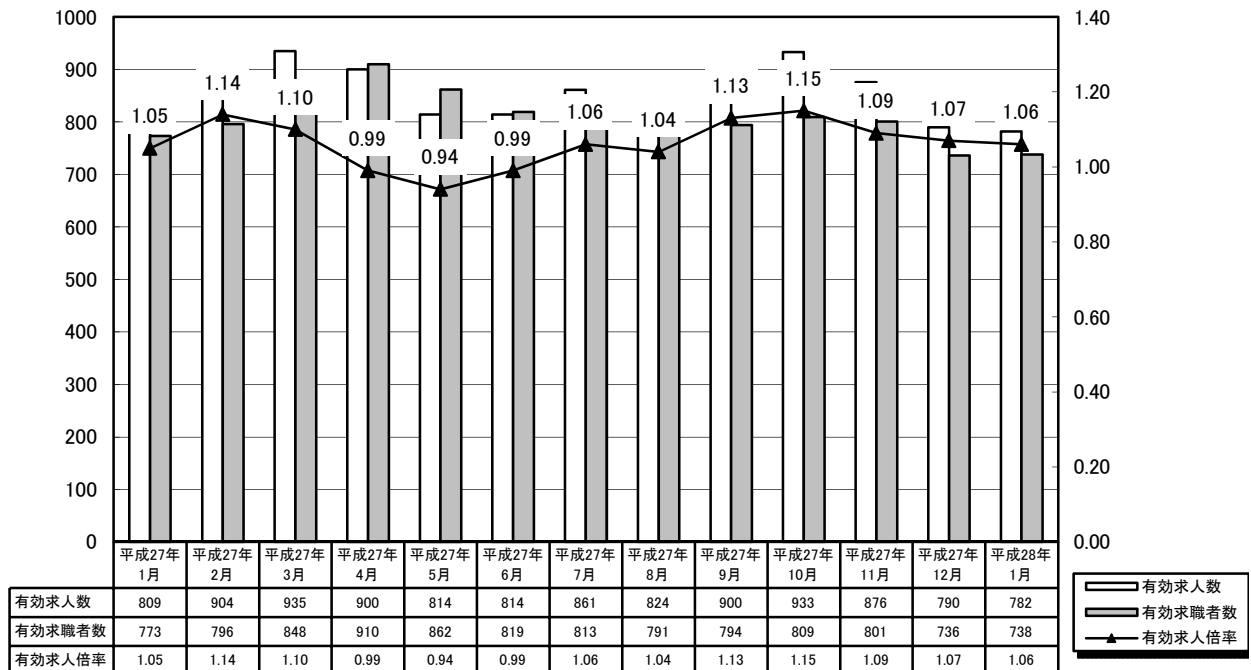
雇用保険取扱状況 平成28年1月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	791	789	779	
	資 格 取 得 者 数	91	102	116	
	資 格 喪 失 者 数	152	109	129	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,183	11,251	10,893	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	45	28	34
		受給者実人員	147	153	164
		支給金額(千円)	16,335	18,465	18,233
	高齢	受給者数	5	4	3
		支給金額(千円)	1,067	914	876
	特例	受給者数	13	14	10
		支給金額(千円)	2,270	2,625	1,722
	再就職 手当	支給人員	18	7	21
		支給金額(千円)	4,383	1,585	6,885

労働市場の動き（平成27年12月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、再度ご確認を！！

～雇用保険の資格取得について～

雇用保険の適用要件は、

- ①『31日以上の雇用見込みがあること』
- ②『1週間の所定労働時間が20時間以上であること』

この要件に該当する労働者を雇い入れた場合は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

・・・注1

また、①・②の要件を満たしている場合、パート・アルバイト・試用期間・見習等の名称を問わず、雇い入れた日が雇用保険の資格取得日になります。

・・・注2

以上について再度ご確認いただき、適正な手続きをお願いします。

注1：この期限を過ぎてしまってからの手続きの場合、雇用契約書等の雇い入れが確認できる書類の添付が必要となります。

注2：試用期間経過後の加入ではなく、あくまでも雇い入れた日からの加入です。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL0224-25-3107）へお問い合わせください。

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 (裏面参照)



<認定マーク>

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 2ページに記載されている認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、宮城労働局へ申請が必要です。認定基準を満たしていることを確認した後、宮城労働局から認定通知書を交付します。

(※認定基準など制度については、宮城労働局HPをご覧ください。)

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。
詳細は、宮城労働局職業安定課(☎022-299-8061)へお問い合わせください。